

公益社団法人 日野法人会広報誌

ふれあい

vol. 150

2014.5・6

主な内容

- ◆ 消費税簡易課税制度等の改正のお知らせ
- ◆ 自主点検チェックシート・ガイドブックを活用しましょう
- ◆ 第4回 通常総会開催のご案内

消費税簡易課税制度等の改正のお知らせ

平成26年 3 月に、消費税法施行令の一部が改正され、簡易課税制度のみなし仕入率が見直されました。

【改正の概要】

簡易課税制度のみなし仕入率が、次のとおり見直されました。

- ・金融業及び保険業が、第四種事業から第五種事業へ（みなし仕入率60%→50%）
- ・不動産業が、第五種事業から新たに設けられる第六種事業へ（みなし仕入率50%→40%）

事業の種類		みなし仕入率 【改正前】	みなし仕入率 【改正後】
卸 売 業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、他の事業者販売する事業をいいます。	90% (第一種)	90% (第一種)
小 売 業	購入した商品を性質、形状を変更しないで、消費者に販売する事業をいいます。 なお、製造小売業は第三種事業になります。	80% (第二種)	80% (第二種)
製 造 業 等	農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業をいいます。 なお、加工賃等の料金を受け取って役務を提供する事業は第四種事業になります。	70% (第三種)	70% (第三種)
そ の 他 事 業	飲食店業、その他の事業	60% (第四種)	60% (第四種)
	金融業及び保険業		50% (第五種)
サービス業等	運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く）	50% (第五種)	50% (第五種)
	不動産業		40% (第六種)

【改正の適用関係】

この改正は、平成27年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から適用されます。ただし、次の経過措置が設けられています。

経過措置の内容

平成26年 9 月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成27年 4 月 1 日以後に開始する課税期間であっても当該届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から 2 年を経過する日までの間に開始する課税期間（簡易課税制度の適用を受けることをやめることができない期間）については、改正前のみなし仕入率が適用されます。

（注）平成26年10月 1 日以後に、「消費税簡易課税制度選択届出書」を新たに提出した事業者は、平成27年 4 月 1 日以後に開始する課税期間から、改正後のみなし仕入率が適用されます。

《不動産業（第六種事業）に該当する事業を営む者に係る経過措置の適用関係》

【3月31日決算法人の適用例】

《▲＝消費税簡易課税制度選択届出書の提出》



「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出年月日	課 税 期 間				
	自25.4.1 至26.3.31	自26.4.1 至27.3.31	自27.4.1 至28.3.31	自28.4.1 至29.3.31	自29.4.1 至30.3.31
① 25.3.31以前	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算	第六種で計算
② 26.3.27	(一般課税)	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算
③ 26.9.26	(一般課税)	(一般課税)	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算
④ 26.10.6	(一般課税)	(一般課税)	第六種で計算	第六種で計算	第六種で計算

ご注意ください!!

簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用を受けることをやめようとする場合には、適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

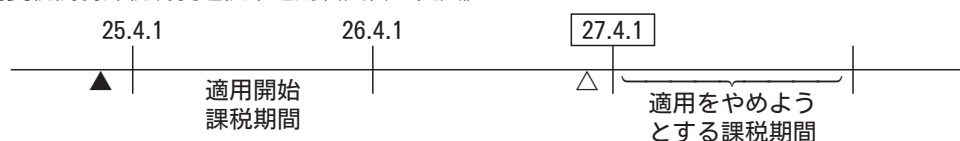
ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、2年間継続して適用した後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して、その適用をやめることはできません。

【具体例】

平成25年3月31日以前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出して、簡易課税制度の適用を受けている事業者が、平成27年4月1日に開始する課税期間から、その適用を受けることをやめようとするときは、平成27年3月31日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

《▲＝消費税簡易課税制度選択届出書の提出》

《△＝消費税簡易課税制度選択不適用届出書の提出》



平成26年3月に行われたその他の消費税法施行令等の改正について

「消費税簡易課税制度のみなし仕入率の見直し」以外の平成26年3月の消費税法関係法令の主な改正内容は、次のとおりです。

○課税売上割合の計算における金銭債権の譲渡に係る対価の額の算入割合の見直し

これまで、消費税の課税売上割合の計算上、金銭債権（資産の譲渡等の対価として取得したものを除きます。）の譲渡については、その譲渡に係る対価の全額を資産の譲渡等の対価の額に算入することとされていましたが、今回の改正によりその譲渡に係る対価の額の5%相当額を資産の譲渡等の対価の額に算入することとされました。この見直しは、平成26年4月1日以後に行われる金銭債権の譲渡について適用されます。

○輸出物品販売場制度の見直し

免税販売の対象物品に一定の方法で販売する消耗品（外国人旅行者に対して、同一店舗で1日に販売する50万円までの消耗品に限ります。）が加えられました。この見直しは、平成26年10月1日以後に行われる課税資産の譲渡等（消耗品の販売）について適用されます。

※平成26年3月の消費税法関係法令の改正内容に関する詳細は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

平成26年4月1日から消費税（地方消費税を含む）の税率は8%となっています

○平成26年4月1日から消費税（地方消費税を含む）の税率は8%です

平成26年4月1日以後の課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告書を作成するためには…



帳簿等において、課税取引を適用税率ごとに区分しておく必要があります。

※平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

※消費税率の引上げを含む消費税法の改正内容については、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」をご覧ください。

○総額表示義務の特例が設けられています

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」を講じている場合に限り、税込価格を表示しなくてもよいとする特例が設けられています。なお、消費者への利便性に配慮する観点から、平成29年3月31日までの間であっても、当該特例により税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに税込価格を表示するよう努めなければならないこととされています。

一企業の税務コンプライアンス向上のためにー 自主点検チェックシート・ ガイドブックを活用しましょう

公益財団法人全国法人会総連合作成

監修：日本税理士会連合会

法人会では、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨しています。

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。

内部統制や経理水準の向上は、「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

一方、これがしっかりしていない場合には、「売掛債権が未回収となる恐れがある」「重要書類を紛失してしまうことがある」「会社の資産が不明確になる可能性がある」など経営上の大きな問題へ発展することもあります。



法人会では、この度、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。

この取り組みは、経営者の皆様がチェックシートを活用し、企業自らが自主点検することを通じて、税務コンプライアンスを向上させ、自社の成長を目指し、ひいては税務リスクの軽減にもつながることを期待するものです。

また、内部統制や経理水準が向上し、適正な申告が図られる企業については、結果として税務調査で指摘を受ける事項の減少や調査の対象から除かれることにつながることも法人会としては期待しているところです。

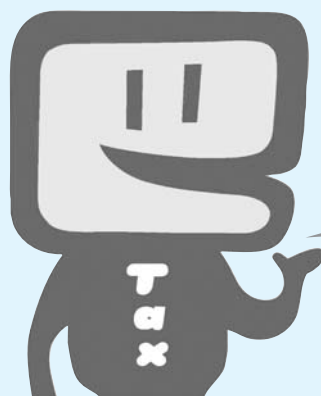
経営者の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひ「自主点検チェックシート・ガイドブック」をご活用ください。

※具体的な点検方法については「自主点検チェックシート・ガイドブック」をご覧ください。

自主点検チェックシート・ガイドブックは、決算法人説明会や支部研修会等で配布致します。

また、日野法人会ホームページ（www/tohoren.or.jp/hino）からもダウンロード出来ます。

郵送も致します。法人会事務局（042-593-9900）まで。



自宅からネットが便利 申告・納税

e-Taxの利用は
年々増えています。

e-Tax

イータックス

e-Taxは、自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。
また、インターネットを利用してダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。

e-Taxの メリット

- ・税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告、申請・届出等ができます。
- ・納税証明書の交付請求手数料が安価です。

利用できる ソフト

●e-Taxソフト

申告・申請・納税手続きがご利用できます。

申告 法人税・消費税・酒税・印紙税・所得税

申請 徴収高計算書・法定調書・納税証明書、その他各種申請・届出

納税 全税目

●e-Taxソフト（WEB版）

徴収高計算書・法定調書（給与所得の源泉徴収票等）・納税証明書・納税手続きがご利用できます。

●確定申告書等作成コーナー

所得税・贈与税・個人消費税の申告手続きがご利用できます。



国税庁 www.e-tax.nta.go.jp

平成26年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成26年度税務職員採用試験」を行います。
興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

記

◆受験資格

- ① 平成26年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成27年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ② 人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

◆申込書交付期間 ※できるだけ、インターネットで申込みをしてください。

- ① インターネットによる申込書のダウンロード 平成26年5月12日(月)～7月2日(水)
【インターネット申込専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html> からダウンロードすることができる。】
- ② 郵送・持参申込用 平成26年5月12日(月)～6月26日(木)（土・日曜日は除く。）

◆申込書受付期間

- ① インターネット 平成26年6月23日(月)～7月2日(水)
【インターネット申込先 <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】
- ② 郵送又は持参 平成26年6月23日(月)～6月26日(木)

◆試験日

- ① 第1次試験 平成26年9月7日(日)
- ② 第2次試験 平成26年10月16日(木)～10月24日(金)のうち、指定する日

※詳細については、お気軽に日野税務署・総務課・新田（TEL 042-585-5661 内線 202）までお尋ねください。

勝ち残る企業の 条件を考える

ジャーナリスト 海部 隆太郎

現代社会は変化の連続だ。とくに激しい動きだったのがIT関連。日本でインターネットが始まったのは1994年。当時、その存在を知っていたのは限られた一部の人だけだったが、今や誰もが使う。回線速度・容量も桁外れに拡大した。当時を知る一人として、技術進歩と世の中の様変わりの速さを今さらながら驚く。

携帯電話の普及も94年ごろから。当時、肩から下げた大きな箱の携帯電話を担いで、取材に出かけた。道路に面していないとつながらない。音声も雑音が多くて公衆電話の方がよほど良かった記憶がある。国内で400万台しか携帯電話がなかった時代。将来は1人が1台携帯電話を持つようになる、という記事を書き、読者から「根拠のない記事を書くな」というお叱りを受けたこともある。

誰も予想していないことが現実になる。それを可能にしたのが技術進歩だし、便利なツールであり、普及への企業の取り組みなどをみていけば、将来の姿が想定できる。とはいえ、先の記事を書いた時は、根拠と断定できるほどの事実はまだなかったのだが。

世の中を変えてしまうインターネットや携帯電話のような急速な展開は、これからは少ないだろう。いやもうないと思う。ただ、こうした考え方が間違いの元。次に何が起こるのかは分からない。世の中は変化していくのだから、第2のインターネットや、全く違う分野で世界中の人々の生活を変えてしまう何かが、発明されるかもしれない。



求められるのは変化を歓迎する度量

このような可能性をみていく視点が経営者には求められる。つまり、限定的でなく否定的に見ない発想だ。日々の激務に追われていると、余計なことを考える余裕はない。しかし、あえて余計なものを見ていくことが必要だ。

経営を取り巻く厳しい環境をいかにして勝ち残るか、複数の経営者から同じ話を聞いたことがある。それはダーウィンの進化論から経営を語るという内容だ。「強い生物が生き残ったのではない。環境に適応した生物のみが生き残った」という話。弱くても変化する経営環境に適合していけば、生き残れると異口同音に語る。スピーチ集にでも書かれてあるのか、と思ったほど同じ。しかし、実態は伴っていないように見えた。

強い企業ほど環境に適応しようと、視野を広げているのに対し、弱い企業は時代の変化に流されているように取材を通して見えてくる。言葉としては格好よく聞こえるが、進化論は企業の生き残り策については、必ずしも適応しているとは思えない。

言い換えると環境の変化をいち早く捉え、事業内容、組織体制など微調整している企業が生き残れる企業。変化を歓迎する度量と、自らを変化させる行動力を普遍としていくこと。この発想が必要ではないのだろうか。

【筆者紹介】

海部 隆太郎（かいべ・りゅうたろう）

法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業の広報部長を経て2009年に独立。企業が抱える幅広い課題を取材する。

人間関係をこじらせないコツは 自分の中にある

産業カウンセラー 柏木 勇一

◆過去と他人は変えられない

この言葉を聞いたことがあると思います。心理療法のひとつである交流分析のモットーになっている言葉です。当たり前じゃない、と多くの人は思うでしょう。しかし、対人関係がぎくしゃくしている時や、行き詰まっている時は忘れがちです。

ある企業の経理担当のリーダーAさんが、後輩との対応に悩んでいました。「遅刻が目だつ」「仕事に積極性がない」「メールにも返事がない」という後輩に対して、「遅刻するな」「真面目にやれ」「メールには返信しなさい」と注意してきたのに改まらない、と嘆いていたのです。この背景には「遅刻してはいけない」「仕事には積極的に取り組まなければいけない」「メールには必ず返信すべきだ」というAさんの価値観があります。一方の後輩は「たまには遅刻したっていいじゃない」「仕事はそこそこでいい」「いつも返信しなくていい」という考えでしょう。価値観がぶつかり合った状態です。

第一のヒントは「相手の価値観は、過ぎた時間と同様に変えることができない」です。

◆変えることができるのは自分だけ

Aさんは、後輩の態度は問題だとイライラしています。後輩は問題だとは思っていません。多分変わろうとはしないでしょう。Aさんは動かない岩を動かそうとしている状態です。この場面で邪魔しているのがAさんの「…すべき」という思考です。

Aさんに対して「あなた自身は遅刻しないようにしている。仕事に真面目に取り組みたいからしている。そうでしょう？」と話しました。一種の誘導です。「したいからそうしている」と

いう考えに気づけば「…すべき思考」のとりわれから離れることができます。そう考えれば、いちいち後輩に小言を言わないようになります。「遅刻を直そうとは思わない」「仕事をテキパキやらせようとは思わない」「毎回返信がなくても構わない」という思考と行動の変化につながります。

1か月後Aさんから、後輩はいつの間にか遅刻もしないでちゃんと仕事をするようになったという報告を受けました。不思議に思うかもしれませんが事実です。人は相手の変化に敏感です。言動の変化を読み取って変わっていきます。これが第二のヒント。

◆「問題」はあなたが作っているのかもしれない

このAさんの相談には、もうひとつある教訓が隠れています。Aさんは遅刻をしたり、仕事に意欲的でない後輩を「問題だ」と思いました。実はこれは後輩の問題ではなく、問題と感じたAさんの問題だったのです。自分の価値観で評価してしまったのです。

嫌いな人、苦手な人、など問題があると思う人がいる場合、実はそのように思う人の中に問題の種があると考えて接していくと、対人関係がこじれることも少なくなるはずです。

【筆者紹介】

柏木 勇一（かしわぎ・ゆういち）

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。厚生労働省認定産業カウンセラー、日本産業カウンセラー協会認定キャリア・コンサルタント、家族相談士、交流分析士。

第33回せいせき桜まつりへ出展

多摩地区では、4月6日（日）多摩市関戸の九頭龍公園内にて開催された第33回せいせき桜まつりへ出展いたしました。この催しは、東日本大震災復興支援を兼ねて開催され、今年のテーマは「いいこといっぱい 夢いっぱい!!」で、三陸沿岸地域より海産物の販売のほか、なみえ焼きそばのうまいもん屋台村や、よさこい踊りのパレード等数多くのイベントが行われました。法人会では特設テント内にて、大人向け、子供向けの税金クイズを実施し、解答した市民600名に花鉢やノートを配布いたしました。



税金クイズに挑戦した方々全員に花鉢を進呈

日野地区で大坪日野市長を講師に講演会

日野地区では、3月11日富士電機能力開発センターにおいて、日野市長大坪冬彦氏を講師に招き、「市政の現状と今後の課題」と題し、講演いただきました。



講演する大坪市長

支部報告会を兼ねた税務研修会

4月に支部報告会を兼ねた税務研修会がそれぞれ開催されました。支部報告会では、平成25年度の活動報告並びに、支部会計を報告、引き続き税務研修会では、日野税務署曽我審理担当上席を講師に招き、平成26年度税制改正の概要をテーマに解説いただきました。



日野地区第6支部

4月25日



日野地区第9～12支部

4月15日

源泉部会で報告会と講演会

源泉部会では、4月22日京王クラブにおいて部会報告会が開催されました。報告会では、平成25年度の部会活動報告並びに、部会計を報告、引き続き開催された講演会では、日野市南平出身のTOKYO FMアナウンサーの柴田幸子氏を講師に、取材活動を通じて見たこと、感じたことをテーマに講演いただきました。

特に取材活動では、テレビ局のようなスタッフ要員は無く、企画から取材・構成・制作・そして出演まで全てを一人で行っているとのことでした。



講演する柴田アナ

挨拶する黒岩部会長

第9回法人会全国女性フォーラム「香川大会」

4月10日全法連主催の第9回法人会全国女性フォーラム「香川大会」が、サンポートポトホールで開催されました。

大会には全国から1,600名を超える女性部会員が参加、式典に先立ち、少林寺拳法グループ総裁の宗由貴氏により「しなやかな人間力」と題しての記念講演や、記念式典、懇親会等、有意義な一日を過ごしました。

なお、来年の大会は平成27年に福岡県で予定されております。



大会式典



当会から7名の女性部会員が参加

東京都の温暖化対策支援

地球温暖化対策報告書制度

- 都内で中小規模事業所を所有または使用している事業者が、事業所のCO₂排出量や地球温暖化対策の実施状況を、都に報告する制度です。※中小規模事業所：年間原油換算エネルギー使用量が1500kL未満の事業所等

【義務提出】

同一事業者が、都内に設置している複数の事業所のうち、前年度の原油換算エネルギー使用量が30kL以上1,500kL未満の事業所全て合計すると、**3,000kL以上になる場合は**、本報告書の提出が義務になります。

【任意提出】（法人会会員様は基本的にこちらに該当）

都内で中小規模事業所を設置している全ての事業者（義務提出者以外）は、任意で本報告書を提出することができます。

【提出の流れ】

（H26年度の提出期限 ◎義務提出 9/1 ◎任意提出 12/15）

H25.4月	H26.3月	H26.4月	H26.9月	H26.12月	H27.3月	H27.4月	H27.8月	H27.12月
各事業所におけるエネルギー等の使用・温暖化対策実施		H26年度報告書の作成・提出 （前年度（H25年度）の実績を報告）						
		各事業所におけるエネルギー等の使用・温暖化対策実施				H27年度報告書の作成・提出 （前年度（H26年度）の実績を報告）		

【事業者にとってのメリット】

- 本報告書の作成・提出を通じて、各事業所のエネルギーの使用や温暖化対策の実施状況を把握することができます。これらの把握は、CO₂や光熱水費の削減の一步です。
- 本報告書の内容は都のHPで公表されますので、各社の温暖化対策への取組のPRになります。
- 都内中小クレジット（都の排出量取引制度で利用できるもの）は、本報告書の提出が申請条件の1つです。
- 中小企業向け省エネ促進税制（省エネ機器導入等を条件に税の減免を行う制度）は、本報告書の提出が申請条件の1つです。

詳しくは下記 URL でご確認ください

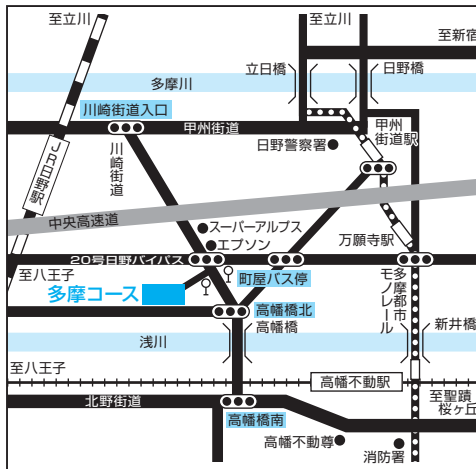
<http://www8.kankyo.metro.tokyo.jp/ondanka/index.html>

（または、Google や Yahoo など「地球温暖化対策報告書」と検索。ご不明な場合は、クールネット東京 03-5388-3408 までお問合せ下さい。）

ふれあいコーナー

掲載無料

企業PR、新商品の紹介等にご利用下さい。
掲載ご希望の方は事務局まで。



町屋バス停より徒歩3分 京王バス：日野駅→高幡不動駅

普通一種・二種・失効・外免審査
ペーパードライバー・高齢者講習

東京都公安委員会指定／特定届出自動車教習所

多摩コース自動車教習所

〒191-0014 東京都日野市上田471(高幡橋際)

☎ 042-581-0011(代)

〈日野地区 第13支部所属〉

◆◆◆保育園ならウィズチャイルド◆◆◆地域に根差して30年。

※13時間開所。直接契約。短時間保育・短時間労働の受入れ。子育て支援。ママ&ベビー。



With Child
.....
(株)ウィズチャイルド

『生み出す力!』

ウィズチャイルド



多摩市関戸 1-1-5 ザ・スクエア E-5

(聖蹟桜ヶ丘駅徒歩3分)

TEL 042-376-3541



〈多摩地区 第1支部所属〉

株式会社 KAN 防水技建

戸建住宅、アパート、マンション等の防水工事を行っております。

新築工事、改修工事とも対応致します。お気軽にお問合せ下さい。

屋上防水改修工事施工事例 ウレタン塗膜防水



〈営業品目〉

- ウレタン塗膜防水
- FRP 防水
- 塩ビシート防水
- ゴムシート防水
- 各種アスファルト防水
- シーリング工事
- 水和凝固型、リポールマイティ等水性塗膜防水
- 外壁下地補修工事
- 店舗厨房床等各種塗床工事
- マンション等階段、廊下長尺シート工事
- 他、各工事に付随する工事一式

東京都知事許可(般25)第140381号 各種防水施工1級技能士 取得

〒206-0801 東京都稲城市大丸61-6 TEL 042-401-6526 FAX 042-401-6527

〈稲城地区 第4支部所属〉

今後の説明会・研修会・イベント等予定

5月19日(月) 17:00	日野地区第3・4・5支部合同税務研修会・報告会	浜寿司
20日(火)~30日(金)	税の絵はがきコンクール全作品展示(日野市)	日野市役所 1階ロビー
22日(木) 17:00	日野地区第7・8支部合同税務研修会・報告会	満留寿
27日(火) 17:00	日野地区第1・2・13・14支部合同税務研修会・報告会	サカエヤ茶楼
29日(木) 16:00	第4回通常総会	多摩アカデミーヒルズ
6月11日(水) 14:00	新設法人説明会	日野税務署 3階会議室
12日(木) 9:00	日野地区第3・4・5支部合同ゴルフ大会	相武カントリークラブ
14:00	決算法人説明会	日野税務署 3階会議室

詳細は日野法人会のホームページをご参照ください。(http://www.tohoren.or.jp/hino)

第4回 通常総会開催のご案内

- 1. と き 5月29日(木) 午後4時
- 1. と ころ 桜美林大学多摩アカデミーヒルズ 多摩市落合2-31-1 042-376-8511
- 1. 報告事項
 - 1. 平成26年度事業計画について
 - 1. 平成26年度収支予算について
- 1. 審議事項
 - 第1号議案 平成25年度事業報告承認の件
 - 第2号議案 平成25年度収支決算報告承認の件
- 1. 交 流 会 午後5時30分から予定 交流会費 4千円

※議案内容につきましては、5月上旬にご送付いたしました総会議案書をご参照ください。
尚、委任状未提出の方は、至急ご提出をお願いいたします。

広報誌「ふれあい」に 折込チラシを同封しませんか。

会員の皆様にお届けする広報誌「ふれあい」と一緒に折込チラシを同封いたします。
 配布は年6回、配布数は日野市、多摩市、稲城市の会員企業約1,600社です。
 封入費用は、1回あたり2万円です。詳細は事務局までお問い合わせください。

法人会の法律相談

(東京法人会連合会)

法律全般(相続等会社業務以外の相談も可)

1時間まで無料
お気軽にどうぞ!!



○詳細は、事務局まで
お問い合わせ下さい。☎ 042-593-9900

編/集/後/記

法人実行税率、減税財源、消費増税等に関し、公益社団法人日野法人会会員を対象に、平成27年度税制改正要望に関するアンケートを実施したところ、高い回答率を得、会員の税に対する関心の高さが改めて浮き彫りになりました。

広報委員会の平成26年度の方針といたしましては、税制要望、会員拡大などに重点を置き、法人会の影響力拡充、拡大を念願に委員会活動をし、広報誌ふれあいに繋げていきたいと考えております。

広報委員長 岩田 利夫

表紙 紹介

自宅の池で、よく見ないと鯉と見間違えるぐらい大きい金魚です。(写真 広報委員 加藤 善巳)

かわらや と かまあと
発掘された瓦谷戸窯跡 —東京都指定文化財—

稲城市大丸の市立病院西側の川崎街道沿いに瓦戸谷窯跡があります。この遺跡は、奈良時代に武蔵国分寺用の瓦を焼いた窯跡として知られていました。最初の発掘調査は、稲城村が主催して昭和31年に行われました。この調査では窯跡2基が発見され、これらの窯では武蔵国分寺創建期の瓦と武蔵国府〔こくふ〕関連の方形磚〔せん〕が生産されたことがわかりました。

平成10年には、川崎街道の拡幅工事に伴って2回目の発掘調査が行われました。この調査では、昭和31年の調査区域より西側部分の調査が行われました。その結果、窯跡2基・灰原〔はいばら〕2か所を確認しました（灰原とは、窯にたまった灰を掻き出した場所で、窯の焚口の前面に灰や捨てられた瓦などが堆積している）。出土遺物は、丸瓦、平瓦、軒丸瓦、軒平瓦、熨斗瓦、方形磚、長方形磚、須恵器などです。

東側の窯は、わずかに焚口と前庭部の一部が残っている状態で、全体の形態はわかりませんが、地下式の登り窯である可能性が高いと思われます。

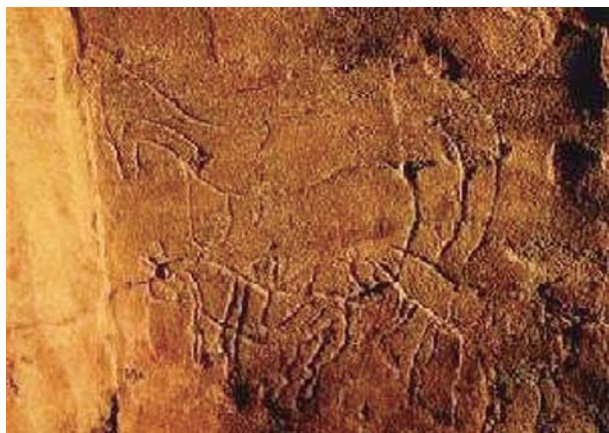
西側の窯は、稲城砂層をくりぬいて造られた地下式の有階有段の登り窯です。ほぼ完全な形で発見され、窯体〔ようたい〕の大きさは全長約6.5m、最大幅約1.8mの規模で、焚口から煙道〔えんどう〕上部までの高さは約5.5mあります。この窯内部の燃焼室右側壁から馬の線刻画が発見され、注目を集めました。側壁の約1m×0.6mの範囲に、棒状なもので刻まれた3頭の馬が描かれていました。この線刻画については、カマド関係の祭祀に使われたのではないかと考えられています。窯内部に馬の線刻画が描かれていたことは、日本で初めての発見です。



▲瓦戸谷窯跡から出土した瓦と磚



▲瓦戸谷窯跡の位置



▲窯跡内に描かれた馬の線刻画

瓦戸谷窯跡と武蔵国分寺・武蔵国府は、多摩川を挟んで直線距離にして約3.5～4kmの至近の距離にあります。この窯で焼かれた瓦や磚が武蔵国分寺と武蔵国府用であったことがわかり、特に方形磚は武蔵国府用、長方形磚は武蔵国分寺用であることが明らかになりました。

写真・資料提供 稲城市教育委員会